

◎新潟県選挙管理委員会告示第32号

平成27年4月12日執行の新潟県議会議員一般選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成27年4月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎